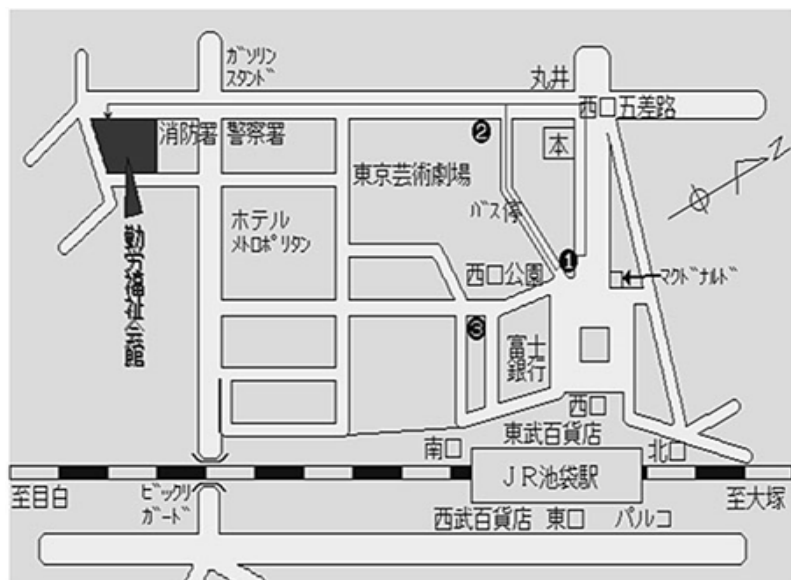


憲法問題のセミナーに 参加しよう！

報告を聞き
討論し
理解と闘いの確信を深めよう！

☆参加費 300円

豊島区勤労福祉会館



連絡先 全国社研社

〒東京都練馬区春日町1-11-12-409

TEL 03-6795-2822

(チューター・林紘義氏の報告のもとになる文書が公表されています。)

詳しくは、全国社研社までお問い合わせください)

2014年12月

働く者のセミナー

にご参加を！

《テーマ》

安倍の“憲法秩序”破壊策動
——我々はいかに闘うか

チューター 林 紘義

(社会活動家、歴史・経済研究者)

- ◆日時 12月20日(土)午後1時半～
- ◆場所 豊島区勤労福祉会館
- ◆主催 働く者のセミナー実行委員会

憲法とは何か、 国家主義派・安倍一派や リベラル・共産党等の憲法観 は正しいか

アベノミクス破綻隠しと安倍の権力欲以外何もない、茶番の総選挙が終わりました。安倍は引き続き権力を占領し、来年の自民党総裁選でも再選を勝ち取り、その勢いで憲法改悪などによって国民の目や口や良心までも奪い、あわよくば再び天皇制軍国主義の専制国家を作ろうと策動を強めています。

安倍政権の憲法改悪策動に反撃し、さらに進んで、危険な安倍政権を断固として打倒して行かなくてはならない時です。

しかし共産党などの革新政党や朝日新聞などのリベラル勢力は、闘う意思も正しい観念も何も持っていません。彼等は憲法を擁護することこそがその道だと言います、というのは現行憲法は、「国家や政府を縛る」ものだから、というのです(彼等はこうした立場こそ「立憲主義」だと言いはやします)。つまり憲法を守っておけば大丈夫、万全だというのですが、安倍が憲法はそのままに、勝手な憲法解釈を行い、さらに「閣議決定」でやりたい放題のことをやっているとき、余りに見当違いで、ばかげていないでしょうか。

そもそも「憲法は国家を縛るもの」というのは正しい観念でしょうか。

しかし憲法は「法治主義、国家の総元締めとして憲法であって、法の支配ということと、「憲法は国家を縛るもの」ということとは全く別です。憲法は例えば納税の義務を謳っていますが、それが国民の全体を「縛っ

て」いるのは、誰でも消費税を拒否するなら逮捕され、罰せられることから自明です。憲法が「縛っている」というなら、形式的には国民の全体であって、それこそ憲法体制とは「法の支配」であるということの意味なのです。

憲法の冒頭に謳われている天皇制一つとっても、それが国家や支配階級をではなく、労働者、勤労者を「縛っている」こと、働く者の「人権」を損ない、奪っていることほどに明白なことがあるのでしょうか、自由や人権といってもブルジョアや金持ちや権力者ほどに、それが保障されている連中がいるのでしょうか。憲法の下でこそ、働く者への搾取が深まり、非正規労働者の大群が出現し、生活はますます悪化し、社会的な地位も低下する一方でした。きれい事を謳うだけの憲法の限界、欠陥、不十分性は余りに明らかです。

そんな時にリベラルや9条の会のインテリたちや共産党の諸君は、憲法は国民ではなく国家を縛っており、ただ普通の法律だけが国民を「縛っている」、だから憲法さえ守っておけば安心だなどとたわ言を、気楽な楽観論を口にするだけです。

今こそ憲法神話を一掃し、単に「護憲」を謳っているだけでは決定的に無力で、安倍政権や反動派と闘うことは決してできないことを確認し、働く者の団結を固めて反撃に移って行かなくてはならない時です。安倍の憲法改悪の策動（「法の支配」の否定つまり専制主義に向けての策動）は決して許すことはできません、しかし他方では、労働者、勤労者は憲法の限界を確認し、その絶対化や美化に反対しなくてはなりません。

私たちはこの重大なときに当たり、働く者のセミナーを開催し、憲法とは何か、憲法とは「国体」（国の形、つまり天皇制国家だということ）を表すものだといった反動派の時代錯誤の憲法観や、「憲法は国家を縛る」ものだといった、革新派の甘い幼稚な憲法観を乗り越え、正しい憲法観は何か、そして我々はいかに闘い、いかに道を切り開いていくべきかについて、自由に、そして徹底的に議論し、考える必要があります。新しい闘いへと進むために、その信念と決意と固めるために、ぜひ我々のセミナーに参加されるよう呼びかけます。共に闘いましょう。